

(87)

0176

RA'-0011

0123

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

連絡局長

中連調第九二號

昭和二十五年三月一日

外務大臣 殿

中國連絡調整事務局長



記帳済

2538  
139

0177

幸便  
局長  
次長  
A/10.0.2-3-1

山口縣知事と中國民事部次長曾談内容報告の件  
二月十三日中國民事部次長「トルーデン」中佐は山口縣廳を訪れ田中知事以下縣幹部と曾談したかその要旨御參考迄。  
田中知事より主實供出に關し大要左の通り説明した。  
本年慶福縣に對する割當は適量であつたと思ふが現在迄に九九・八九%を遂行した。猶發米を計算すればゆうに100%を越えるので縣林省に對しては先達の旨報告済であるしかし縣内には供出未了地域もある。これら地域の供出をにふらせぬよう縣民に發表してない。本省より山口縣には免責二萬石の通知があつたが同様の理由で

終戦連絡中國事務局

0178

自分は一應拒否した。もし免責二萬石を計算に入れれば本縣の供出は二月初旬既に完遂していたわけであるしかし保有米をもつて供出にあつた實例も多いことにかんがみ縣家全部が完納した免責實量二萬石は公平な見地から縣家にかへしてやりたいと思ふこの點は縣林省は諒解であるか實行に際し民部部の援助を期待したい。  
これに對し「ト」中佐から民事部長「コワルスキー」大佐は山口縣係官からの報告を誤解し山口縣知事は供出の困難を割當量二萬石の減少により逃れんと策してしきりにG且Qに運動しているものと解しG且Q宛電話により山口縣知事の要請を拒否するよう傳へていた。と述べたので縣側は頗る狼狽し「ト」中佐にとりたし方を依頼するところがあつた。  
三向別室で知事單獨で會見の上、極秘として次の通り述べた。  
今回の外國人登録の結果、山口縣から三百人の送還鮮人を出す模様でこれについてはG且Q、日本政府、大韓民國政府間に諒解成立済

終戦連絡中國事務局

RA'-0011

0125

終戦連絡中國事務局

と聞くしかるに山口縣の送還鮮人は南縣にかえれば極刑を科せられ  
 ているものが多から今度には必死に抵抗する恐れがある。現在山口  
 縣の自治體等は六人に一人の割合で拳銃が行渡つてゐるに過ぎず變慮  
 に耐えない。ついでには自治體等々の武装體化につき御盡力を得たい  
 云々

地不詳  
 此方お認め可  
 有希

0179

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan